

文化科学研究科「スチューデント・イニシアティブ事業」に参加する学生の宿泊費の減額に関する取扱いについて

平成 21 年 5 月 21 日
学 長 裁 定

総合研究大学院大学における正課の活動等に参加する学生の移動経費に対する経費支援に関する規程（平成 21 年 3 月 25 日法人規程第 1 号）第 7 条 2 項に基づき、文化科学研究科「スチューデント・イニシアティブ事業」に参加する学生の宿泊費の取扱いについて、以下のとおり定める。

1. 宿泊費について、総合研究大学院大学における正課の活動等に参加する学生の移動経費に対する経費支援に関する規程（平成 21 年 3 月 25 日法人規程第 1 号）別表に定める金額を上限として、実費を支給する。

附 則

この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。